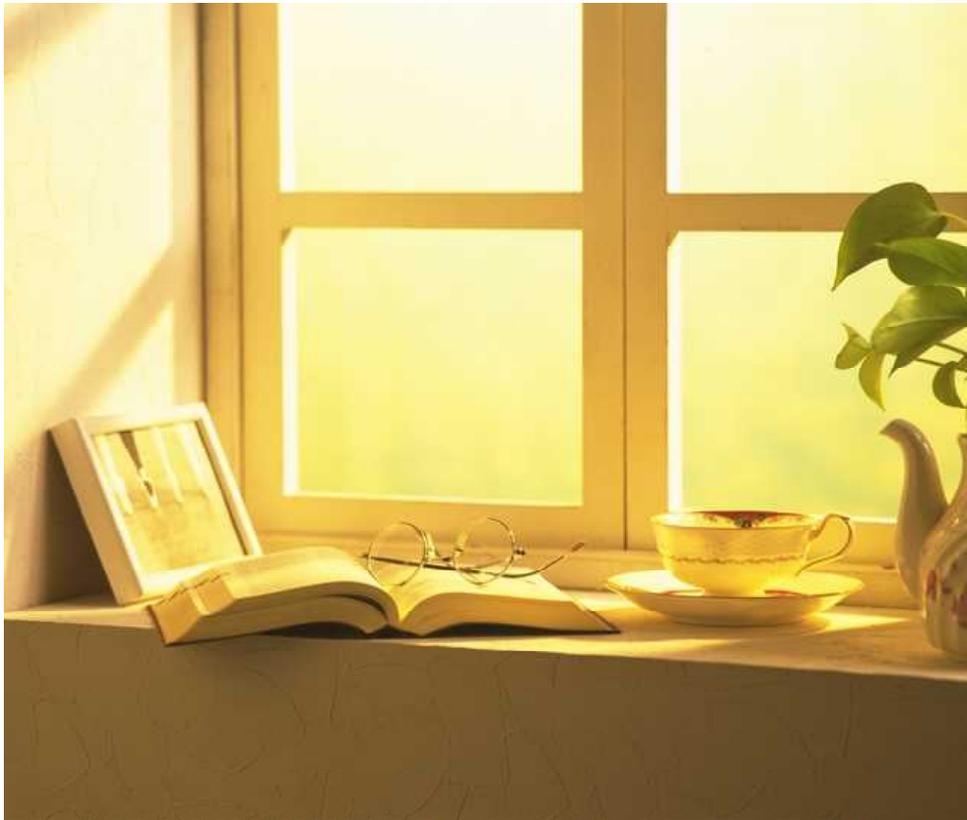


本資料の、鳥取県教育委員会内の「福利室」の名称は、
適宜「教育総務課(福利担当)」と読み替えてください。
メール及びインターネットアドレスについても、同様に、
教育総務課のものに移行済みですので御承知ください。

復職支援制度について

～精神性疾患等の療養から復職まで～



鳥取県教育委員会

(平成19年3月改訂)

目 次

【はじめに】	1
1 病気休暇と休職について	2
2 復職支援の流れ	4
3 復職支援の各ステップ	5
4 職場復帰訓練実施までの手順	6
5 復職支援検討会について	7
6 健康管理審査会について	8
7 各種相談窓口について	9
8 資料	
鳥取県教育委員会職員及び県費負担教職員復職支援実施要綱	10, 11
様式1 職場復帰訓練願	12
様式2 職場復帰訓練計画書	13
様式3 職場復帰訓練実施許可願	14
様式4 職場復帰訓練許可書	15
様式5-1 職場復帰訓練実施報告書（所属長用）	16
様式5-2 職場復帰訓練実施報告書（本人用）	17
様式6 授業観察記録	18
様式7 職場復帰訓練にかかる変更・中止届	19
様式8 職場復帰訓練終了報告書	20
関係書類様式（鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程関係）	
様式第2号 健康管理区分変更申請書	21
様式第3号 傷病状況報告書	22
別紙様式第1号 観察報告書	23
様式第8号 八診断書（神経、精神疾患）	24

【はじめに】

教職員の仕事は、児童・生徒の人格形成に関わる専門的な業務であり、近年の社会情勢の変化等により、児童・生徒はもとより保護者・地域住民・同僚教職員との人間関係の中で、きわめて緊張感の高い状態におかれています。こうしたことから心の健康を害する教職員は、全国的に年々増加しています。本県でも平成12年～13年に精神性疾患による休職者発生のパイクを迎え、全国平均を上回り、増加傾向にあります。

労働者のメンタルヘルス対策については、厚生労働省が「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」（平成12年8月9日付基発第522号の2）を策定し、鳥取県教育委員会においても研修会や復職を支援する取組等を続けてきました。そして、平成16年10月に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」において、休業中の労働者（心の健康問題による休業者で、医学的に業務に復帰するのに問題がない程度に回復した者）の職場復帰支援について具体的内容が示されました。これを基に、本県教育委員会においても「復職支援制度」を開始し、その充実に努めるものです。

これまでも、精神性疾患等による休職者が復職する際には、その治療の一環として職場復帰訓練を実施していましたが、このたびの制度化により、復職支援検討会と訓練中の損害保険加入等のバックアップ体制が整い、休職者は安心して職場復帰訓練に取り組めるようになります。

本制度における職場復帰訓練は、復職支援制度の中心的役割を担うものです。職場復帰訓練の実施においては、休職者のプライバシーに十分配慮しながら、管理職及び衛生管理者、休職者は互いに十分な連携をとるとともに、主治医との連携をとりつつ、取り組むことが重要です。十分な訓練のもとに復職することは、再発予防にもつながると考えます。



1 病気休暇と休職について

心身の故障によって長期の休養を要する状態になったときのため、病気休暇・病気休職の制度があります。

(1) 病気休暇

私事による傷病の場合は、医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲で最小限度必要と認める期間の病気休暇をとることができます。

<県>

根拠法令等	職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条
取得期間	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲で最小限度必要と認める期間
事務手続	①6日以内は、休暇簿に記入し校長が承認。(療養していたことがわかる資料が必要)(鳥取県立学校職員服務規程第9条第1項) ②7日以上は、休暇簿に記入し、校長が承認(要診断書)(同条第2項) ③14日以上は、あらかじめ教育長の指示を受け、校長が承認(要診断書)(鳥取県立学校管理規則第41条) ※引き続き30日以上休む場合(休暇の種類に関わらず)は、長期療養届出書(様式第4号)に診断書を添えて総括安全衛生管理者に提出。総括安全衛生管理者は教育長に報告。(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程第29条)
給与	有給

<市町村>

根拠法令等	県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第13条) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(第14条)
取得期間	医師の証明に等に基づき、引き続き90日を超えない範囲で最小限度必要と認める期間
事務手続	①6日以内は、休暇簿に記入し、校長が承認。(療養していたことがわかる資料が必要)(鳥取県〇〇市(町村)立学校職員の服務に関する規程第9条第1項) ②7日以上(校長及び教頭にあっては4日以上)は、あらかじめ教育委員会の指示を受け、校長が承認。診断書を添えて休暇承認申請書を市町村教育委員会に提出(同条第2項)
給与	有給



(2) 休職

病気休暇を90日取得後、引き続き療養する場合は、任命権者である県教育委員会により分限処分（3年を超えない範囲で休職）となります。分限とは職員の身分上の変動のことをいい、地方公務員法によって、降任、免職、休職等が定められています。

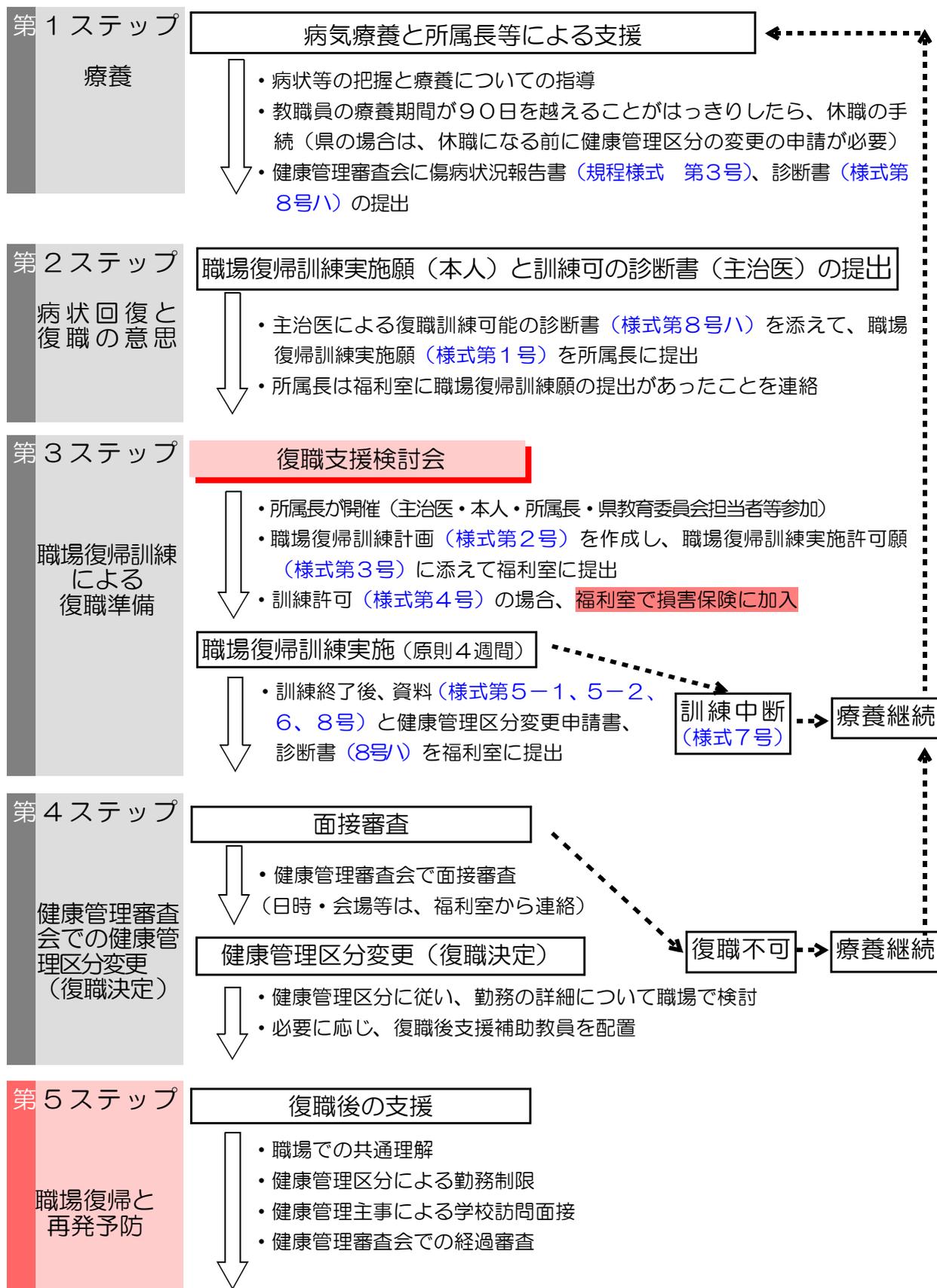
<県>

根拠法令等	地方公務員法第28条、職員の休職の事由を定める条例第2条
取得期限	3年を超えない範囲で個々の場合について任命権者が定める（職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例3条）
事務手続	①あらかじめ県教育委員会の指定する医師2名（主治医及び健康管理審査会委員の医師）の診断を受け、健康管理区分変更申請をする。（鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程第26条） ②休職願に医師の診断書を添えて教育委員会に提出する。（鳥取県立学校職員服務規程第17条）※健康管理区分変更申請の診断書でよい。ただし、療養期間が明記してあること。 ③休職期間が3ヶ月を超える場合には、3ヶ月毎にその指定する医師に休職者を診断させなければならない。（職員の分限に関する手続き及び効果に関する規則第4条）※休職者は、健康管理審査会の審査対象となり、3ヶ月毎の健康管理審査会に診断書等の提出が必要です。（別途通知する。）
給与	①休職が満1年に達するまでは、100分の80を支給。（職員の給与に関する条例第12条の2） ②2年から満3年に達するまでの期間は、給与は支給されないが、地方公務員等共済組合法による傷病手当金（給料日額×80/100）等が支給される。

<市町村>

根拠法令等	県と同様
取得期限	県と同様
事務手続	①休職しようとするときは、休職願に医師の診断書を添えて教育委員会に提出しなければならない（鳥取県〇〇市（町村）立学校職員の服務に関する規程第17条） ・県の場合と同様。ただし、具体的な手続きについては、市町村教育委員会が制定している服務規程による。
給与	・県の場合と同様

2 復職支援の流れ



3 復職支援の各ステップ

(1) 第1ステップ：適切な医療のもとに療養に専念する時期

- 所属長は、休業を開始する職員に対し、安心して休養できるよう配慮し、必要な受診や服薬を欠かさないなど療養に専念するよう指導します。
- 休業中の諸手続きについて説明し、定期的（5月、8月、11月、2月の審査会）に傷病状況報告を受け、病状を的確に把握するようにします。そのためには、連絡が途切れることがないよう本人だけでなく、家族とも連絡が取れるようにしておくことが大切です。
- 病状に差し支えなければ、復職支援制度についても早めに説明し、先の不安を取り除きます。
- 主治医からの診断書には病気休業を必要とする旨の他、復職の準備が計画的に行えるよう必要な療養期間の見込みについても明記してもらうことが望ましいです。場合によっては、職員の同意を得た上で主治医と連絡を取ることも必要です。

(2) 第2ステップ：病気は医学的に業務に復帰するのに問題がない程度に回復し、復職の意思表示する時期

- 休業中の職員から復職の意思を伝えられた所属長は、主治医による復職訓練可能の旨明記された診断書で病状等を確認します。

(3) 第3ステップ：職場復帰訓練により、復職へ向けて準備する時期

※P.6「職場復帰訓練実施の手順」参照

- 所属長は、本人からの願いをもとに復職の意向を教育委員会（福利室）へ連絡し、職場復帰訓練を計画・実施します。
- 職場復帰訓練の計画は、復職支援検討会（※P.7「復職支援検討会について」参照）で行います。復職支援検討会の経費は県教育委員会が持ちますが、開催は所属長が行います。
- 訓練は、徐々に内容（質・量とも）を増やし、無理のないようすすめます。
- 状況により職場復帰訓練を中断・変更がする場合は、教育長に届出（様式第7号）をします。

(4) 第4ステップ：復職が決定する時期（健康管理審査会において面接審査）

- 職場復帰訓練終了後、報告書とともに健康管理区分変更申請書を提出し、健康管理審査会で健康管理区分変更審査（本人の面接審査）を受けます。
- 健康管理区分変更が決定した場合は、勤務制限や療養等についての指示をしますが、本人を通じて主治医にも的確に伝わるようにすることが必要です。
- 所属長は、復職願等の手続きとともに、必要に応じ復職支援補助教員を配置を申請するなど復職準備をします。

(5) 第5ステップ：復職し、再発予防に努める時期

- 本人の同意を得て、勤務制限等について職場での共通理解を図り、協力が得られるようにします。
- 健康管理区分による勤務制限の範囲内で、徐々に通常勤務に近づけます。
- 復職後も定期的に健康管理審査会で経過審査し、適切な健康管理等について助言します。
- 復職後1～3ヶ月頃に健康管理主事が職場訪問し職員と面接します。また所属長とも情報交換等を行い、よりよい支援につなげます。

4 職場復帰訓練実施の手順

(1) 復職意思確認

- 本人から所属長へ復職の意思が伝えられたら、主治医の**診断書**（様式第8号八の「主治医の意見」欄に**職場復帰訓練可能ということが明記**されているもの）を添えて**職場復帰訓練実施願**を提出するよう指示します。

※本人の気持ちが先行しやすいので、主治医の判断を**診断書で確認**します。

(2) 職場復帰訓練実施願の提出

- 本人から所属長へ**職場復帰訓練実施願の提出**があった場合は、**福利室へ連絡**します。

（連絡先：県教育委員会福利室 健康管理担当 電話0857-26-7531）

(3) 職場復帰訓練の計画（原則4週間）

- 所属長は、**復職支援検討会**（P.7「復職支援検討会について」参照）を開催し、訓練計画について話し合います。
- 所属長は、**職場復帰訓練計画**（様式第2号）を作成し、**職場復帰訓練実施許可願**（様式第3号）に添えて福利室に提出します。（これを受け、福利室が損害保険加入の手続きをします。）

※保険加入手続きのため、訓練開始日の10日前までに必着のこと。

(4) 職場復帰訓練の実施

- 実施許可書（様式第4号）を受け、訓練を開始する。
- 所属長は、職員のプライバシーに留意しながらも、職場での理解が得られるように職場復帰訓練の計画について説明します。
- 職場復帰訓練中、**中心となる支援者を決め、支援**していきます。
- 計画どおりに実施するのが望ましいですが、体調等の変化をよく把握し、主治医の指示の下、**継続が無理な状況になった場合には、速やかに「職場復帰訓練変更・中止届」**（様式7）を提出します。
- 実施報告書（様式5-1、5-2）、観察記録（様式6号）を毎日必ず記録します。
- **訓練終了後、健康管理審査会委員の診察**を受け、診断書（様式第8号八）に意見を記載してもらいます。

(5) 職場復帰訓練の報告と健康管理区分変更申請

- 休職中は「A1（要休養、要医療）」の健康管理区分なので、復職のためには、健康管理区分を「B」、「C」、「D」のいずれかの健康管理区分に変更する必要があります。これを審査するのが、健康管理審査会です。
- **健康管理区分変更申請書、傷病状況報告書、診断書と職場復帰訓練関係の報告書類**（様式5-1、様式5-2、様式6（授業を実施した場合）、様式8）を福利室へ提出する。（福利室長あて親展。ただし、市町村立学校教職員についても、同様とし、写しを教育局長あて親展で送付）
→これを受け、所属長等を通じ、復職審査の日程を本人に連絡します。

（担当）鳥取県教育委員会事務局福利室健康管理担当

電話 0857-26-7531 ファクシミリ 0857-29-3978 eメール fukuri@pref.tottori.jp

5 復職支援検討会について

(1) メンバーについて

- 主治医、本人、所属長、県教育委員会管理担当、その他必要な職員等
→ 市町村立学校においては、教育局の学事担当

(2) 開催準備等について

- 日程調整：所属長が調整
- 開催場所：原則として、その所属。ただし主治医の都合によっては、主治医の医院でも可
- 現況資料：検討会では、本人の現況や健康状況等が必要になりますので、主治医が欠席される際は、事前に**必要な情報**を提供していただくことが必要です。
- 報酬等：主治医が参加される場合は、報償費と特別旅費の支給ができます。報償費等は、直接福利室から支払いますので、主治医への通知文の写し及び口座振替等依頼書を福利室に提出してください。

(3) 内容について

- **原則4週間の計画**を作成します。
 - (例) 第1週：職場の雰囲気になれる（2～3時間から半日、3日程度勤務）
 - 第2週：仕事の内容・職場になれる。（毎日半日勤務）
 - 第3週：授業参観や指導案の作成、給食・清掃指導等生徒等とかかわる。（生徒等の在校時間毎日勤務）
 - 第4週：授業（本務）を実施する。（全日、通常勤務時間を勤務）
- **観察授業等**の決定。
- 訓練中の配慮事項。
- 復職へ向けての配慮事項。

この冊子の内容は、福利室ホームページに掲載しています。

www.pref.tottori.jp/kyouiku/fukuri/

※鳥取県のホームページから教育委員会の福利室に入ってください。

6 健康管理審査会について

県教育委員会では、任命権者として健康管理審査会において、傷病により休職や勤務制限等が必要となった教職員の健康管理区分の決定等を審査しています。

健康管理審査会は、「結核・一般病部会」と「神経・精神障害部会」に分かれ、それぞれ年4回開催しています。

結核・一般病部会

①開催時期：6月、9月、12月、3月。ただし、緊急に審査を必要とする場合は、委員長専決により審査ができます。

②審査会委員：東部2名、中部1名、西部1名の医師及び保健所長等、合計8名。

神経・精神障害部会

①開催時期：5月、8月、11月、2月。緊急に審査を必要とする場合は、委員長専決により審査しますが、復職に関する審査は、審査会において審査します。

②審査会委員：東部2名、中部1名、西部1名の精神科医及び教育委員会事務局職員5名、合計9名。

※健康管理審査会提出の診断書には、主治医のほかに、審査会委員である医師の診察が必要になります。

※復職審査は、原則として定期審査会で審査しますが、緊急に審査を必要とする場合は、臨時審査会を開催します。

健康管理区分

労働安全衛生法及び学校保健法に基づき、鳥取県教育委員会安全衛生管理規程に定めています。健康管理区分は、勤務面と医療面の組み合わせにより決定しています。

市町村立学校の県費負担教職員についても、現在、同じ健康管理区分を適用しています。

勤務面		医療面	
A	勤務を休む必要のあるもの	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの
B	勤務に制限を加える必要のあるもの	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの
C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要しないもの
D	平常の勤務でよいもの		

実際の健康管理区分の例

「A1」勤務を休み、医師の直接の医療が必要。

「B1」勤務に制限を加え、医師の直接の医療が必要。

「B2」勤務に制限を加え、定期的に医師の観察指導が必要

「C1」勤務はほぼ平常で、医師の直接の医療を受ける。

「C2」勤務はほぼ平常で、定期的に医師の観察指導が必要。

「D1」平常勤務で、医師の直接の医療を受ける。

「D2」平常勤務で、定期的に医師の観察指導が必要。。

「D3」平常勤務で、医療行為を必要としない。←健康な人

本ページの内容は資料作成当時のものですので、最新情報については、各所属に配布されている「福利厚生のおてびき」内の「ストレスチェック及び各種相談事業」のページをご覧ください。

7 各種相談窓口

教職員健康相談24 あらゆる健康相談に専門家が対応します

フリーダイヤル 0120-24-8349 ^{24時間} や さ し く

教職員相談メール 健康管理主事が対応します

アドレス k-sodan@pref.tottori.jp

心の健康相談機関一覧表（利用券で、カウンセリング1回無料）

	病 院 名	住 所	電話番号
1	メンタルリハビリセンター 幡病院	鳥取市雲山57	0857-22-2346
2	渡 辺 病 院	鳥取市東町3丁目307	0857-24-1151
3	メンタルカウンセリングルーム水川クリニック	鳥取市叶316-7	0857-51-7733
4	国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取市三津876	0857-59-1111
5	倉 吉 病 院	倉吉市山根43	0858-26-1011
6	野 島 病 院	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6231
7	米 子 病 院	米子市日原319-1	0859-26-1611
8	西 伯 病 院	西伯郡南部町倭397	0859-66-2211
9	山陰労災病院	米子市皆生新田1丁目8-1	0859-33-8181
10	永 見 医 院	米子市久米町284-2	0859-32-3166
11	井上皮膚科クリニック	米子市東町138	0859-32-5110
12	九里クリニック	西伯郡日吉津村日吉津1452-3	0859-37-1721
13	メンタルケア 飯塚クリニック	米子市皆生温泉2丁目19-32	0859-56-6751

※利用者の氏名・相談内容等秘密は守られます。

面接によるメンタルヘルス相談事業（公立学校共済組合本部）

相談機関：全国162箇所（県内は、谷村心理クリニック（鳥取市）、橋田カウンセリングルーム（米子市））でカウンセリングが3回まで無料。

予約受付（9時～17時 土日祝日12/30～1/3 除く）

フリーダイヤル 0120-783-269

メンタルヘルス相談事業（中国中央病院） 臨床心理士による相談です。

予約受付（月～金、祝日と心療内科休診日は除く）

084-970-2121 「メンタルヘルス予約」と申し出てください。

相談は指定日（随時各所属に案内）の午前9時から午後5時まで。

その他：中国中央病院までの交通費支給あり（各所属配布のパンフレットを参照）

心の悩みホットライン 毎週水曜日15時～17時まで、その場電話相談に対応します。

（中国中央病院専用フリーダイヤル 0120-503110）

8 資料

教職員等の復職支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町村(学校組合)立学校に勤務する県費負担教職員(以下「教職員等」という。)のうち、神経・精神障害等により休職中の教職員(以下「休職者」という。)が円滑な職場復帰を果たすとともに、休職者の神経・精神障害等の再発を予防するため、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う復職支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職場復帰訓練)

第2条 病状が回復し、復職しようとする休職者は、休職期間中に職場復帰訓練(以下「訓練」という。)を実施することができる。

(訓練期間)

第3条 訓練の期間は4週間とする。ただし、必要と認めたときはこれを変更することができる。

(訓練実施願)

第4条 休職者は、訓練を受けようとするときは、職場復帰訓練実施願(様式1)に診断書(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程施行要領様式第8号ハ、主治医による意見記載有り)を添付し、所属長に提出しなければならない。

- 2 所属長は、前項の書類を受理したときは、別途定める復職支援検討会を開催し、職場復帰訓練実施計画書(様式2)を作成するものとする。
- 3 所属長は、職場復帰訓練実施許可願(様式3)に第1項の書類の写し及び前項の書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(訓練の許可)

第5条 教育委員会は、休職者が訓練を受けることが適当であると認めるときは、職場復帰訓練実施許可書(様式4)により許可するものとする。

- 2 教育委員会は、前項により訓練を許可したときは、休職者を被保険者とする損害保険に加入するものとする。

(訓練の実施)

第6条 所属長は、教育委員会、主治医、休職者の家族等と密に連絡をとりながら訓練を実施するものとする。

- 2 訓練の実施期間中において、所属長は職場復帰訓練実施報告書〔所属長用〕(様式5-1)を、休職者は職場復帰訓練実施報告書〔休職者用〕(様式5-2)をそれぞれ作成するものとする。
- 3 所属長は、訓練に当たり教諭等が授業を行う場合は、授業観察記録(様式6)を作成するものとする。
- 4 所属長は、訓練中において訓練又は業務に支障が生じた場合、又はそのおそれがある場合は、訓練期間及び内容の変更、中止等の適切な措置をとらなければならない。

5 所属長は、訓練期間及び内容の変更、中止等の措置を行った場合は、職場復帰訓練に係る変更・中止届（様式7）を教育委員会に提出しなければならない。

（訓練の終了）

第7条 所属長は、訓練が終了したときは、職場復帰訓練終了報告書（様式8）に、職場訓練実施報告書（様式5-1、様式5-2）及び授業を実施した場合は授業観察記録（様式6）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（復職後の支援）

第8条 所属長は、職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮を行うことにより再発予防に努めるものとする。

2 教育委員会は、健康管理審査会での経過観察及び健康管理主事等の学校訪問等により、復職後の支援を行うものとする。

（提出書類の経由）

第9条 市町村（学校組合）立学校長が教育委員会に提出する書類は、すべて市町村（学校組合）教育委員会及び所管教育事務所を経由しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、復職支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

※様式はコピーして使えます。(記入例は写りません。)

(様式1)

職 場 復 帰 訓 練 実 施 願

このたび、職場復帰訓練を実施したいので、教職員等の復職支援実施要綱第4条第1項の規定に基づき、診断書(様式第8号ハ)を添えて願い出します。

なお、訓練に当たっての確認事項として、下記のとおり同意します。

記

- 1 休職中の訓練であり、事故が起きても公務災害に該当しないため、私を被保険者とする損害保険の加入すること。
- 2 健康管理等について主治医の指示に従うこと。
- 3 訓練の職場においては、常に所属長等の監督のもとにあること。

平成18年12月20日

(所 属 長) 様

職・氏 名 教諭 ○ ○ ○ ○ 印

(様式2)

職場復帰訓練実施計画書

所属名	〇〇市立〇〇中学校	職・氏名	教諭 〇 〇 〇 〇	
実施予定期間	平成19年 1月10日から 平成19年 2月 6日まで			
週	目 標	期 間	時 間	訓 練 内 容
第一ステップ	職場の雰囲気になれる	1月10日から 1月13日	午前9時から 正午まで	<ul style="list-style-type: none">・職場へ出かけて、挨拶や同僚たちと日常的な会話をする。・書類整理やコピー取りなど軽度な事務をする。・校内を巡視する。・学校や生徒の実態について聞く。
第二ステップ	学校の仕事になれる	1月16日から 1月20日	午前8時から 午後2時まで	<ul style="list-style-type: none">・定時からの出勤。・職員会等(職員の話し合い)に参加。・清掃指導・授業参観・学年団の事務補助
第三ステップ	授業について研修し、生徒とかかわりを持つ	1月23日から 1月27日	通常の勤務時間	<ul style="list-style-type: none">・教材研究と指導案作り・授業参観・学級指導での連絡など・給食指導、清掃指導・校務分掌
第四ステップ	授業実施	1月30日から 2月6日	通常の勤務時間	<ul style="list-style-type: none">・教材研究と指導案作り・給食指導、清掃指導・休憩時間に生徒と話をする。・授業実施(1日に1~2時間ずつ)・参観授業実施

(様式3)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

所 属 名 ○○市立○○中学校
所属長職・氏名 校長 ○○○○

印

職場復帰訓練実施許可願

下記の者から、別添のとおり職場復帰訓練実施願が提出されたので、教職員等の復職支援実施要綱第4条第3項の規定に基づき、職場復帰訓練実施許可願を提出します。

記

休職者 職・氏名 (職員コード)	教 諭 ○ ○ ○ ○ (○ ○ ○ ○ ○)	生年月日 (年齢)	昭和○○年○月○○日 (○ ○)
病 名	適 応 障 害		
休職期間	平成18年6月30日から平成19年3月31日まで ※辞令の日付でよい		
訓練実施期間	平成18年1月10日から平成19年2月6日まで		
所属長所見 平成18年4月発病し、病気休暇に続き休職し療養していたが、9月ごろからかなり病状が回復してきた。学校や職場復帰についても徐々に考えられるようになり、規則正しく生活できている。復職への意欲もかなり出てきているが、張り切りすぎて無理をすることがないよう配慮する。			

(様式4)

文 書 番 号
年 月 日

(所 属 長) 様

鳥取県教育委員会教育長

職 場 復 帰 訓 練 実 施 許 可 書

平成18年12月20日付（文書番号）で申請のあった職場復帰訓練については、
教職員等の復職支援実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

- 1 休職者 職・氏名 教諭 ○ ○ ○ ○
- 2 職場復帰訓練実施期間 平成19年1月10日から平成19年2月6日まで

(様式5-1) ※所属長用

職場復帰訓練実施報告書

所属名 ○○市立○○中学校

所属長職・氏名 校長 ○○ ○○

印

No. 3

日 時	訓練内容	対象職員の反応等
1月23日(月) 8:10 ~17:00	・授業参観 ・指導案作り ・清掃指導 ・給食指導	授業参観は最初緊張した表情で、疲れるのか時々いすに座っていた。次の授業参観は、机間巡視して生徒のノートなど見ていた。指導案作りは熱心であるが、清掃・給食指導は、まだ、ごちないところが見られる。
所属長所見		

(様式5-2) ※休職者用

職場復帰訓練実施報告書

所属名 ○○市立○○中学校

職・氏名 教諭 ○○ ○○ 印

No. 3

日 時	内 容	感 想 等
1月23日(月) 8:10 ~17:00	・授業参観 ・指導案作り ・清掃指導 ・給食指導	2校時、3校時の授業参観は、久しぶりだったので見ているだけでも疲れたが、やはり、授業はいいと思った。指導案作りにも意欲が出てきた。清掃指導、給食指導は生徒の視線が気になり、なかなか積極的にできない。

(様式6)

授 業 観 察 記 録

授 業	平成19年2月1日(水) 3校時		
担当学年	1	教科・科目	国語
授業観察者 ※「授業の実態」の記載者には○を記入		職・氏名	校長 ○ ○ ○ ○
	○	職・氏名	教頭 △ △ △ △
授業の実態 (指示・指導、態度、児童・生徒への対応等)	<ul style="list-style-type: none">・最初緊張した表情で、発問の声が小さかったが、提示資料がよく準備されており、生徒にはきちんと伝わっていた。・生徒の発言がないと、すぐ自分で説明してしまい、単調な授業になってしまった。・やや早口で、落ち着きがないように見えた。・理解しやすい板書計画がされており、計画どおり整然と板書できていた。		
授 業	年 月 日 ()		校時
担当学年		教科・科目	
授業観察者 ※「授業の実態」の記載者には○を記入		職・氏名	
		職・氏名	
授業の実態 (指示・指導、態度、児童・生徒への対応等)			

(様式7)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

所 属 名 ○○市立○○中学校
所属長職・氏名 校長 ○○○○

印

職場復帰訓練にかかる変更・中止届

教職員等の復職支援実施要綱第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

休職者職・氏名	教諭 ○○ ○○
職場復帰訓練 実施予定期間	平成19年1月10日から 平成19年2月6日まで
変更 の 場 合	(変更の内容)
	(変更した理由)
中 止 の 場 合	(中止した期間) 平成19年 1月30日から 平成19年 2月 6日まで
	(中止した理由) 訓練2週間は無事経過したが、3週目になって、出勤前、腹痛がするようになった。4週目は下痢がひどく、主治医に相談したところ、授業の準備がうまくできないことがストレスとなっているとのことで、訓練を継続することは困難であると診断された。

(様式8)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

所 属 名 ○○市立○○中学校
所属長職・氏名 校長 ○○○○

印

職 場 復 帰 訓 練 終 了 報 告 書

教職員等の復職支援実施要綱第7条の規定に基づき、職場訓練実施報告書及び授業観察記録を添え、下記のとおり提出します。

記

休職者職・氏名	教諭 ○○ ○○
休職発令期間	平成18年 6月30日から 平成19年 3月31日まで
病 名	適 応 障 害
訓練実施期間	平成19年 1月10日から 平成19年 2月 6日まで
概 要	1年生の指導を中心に訓練を実施した。第1週半日勤務で学校になれることから始め、第2週は、給食指導、清掃指導まで、第3週からは終日勤務で、授業参観、授業実施した。通勤にも支障なく、計画通りに訓練終了した。
所属長意見	最初、同学年の職員との人間関係や生徒との対応で緊張が高まり、つらそうな表情を見せることもあったが、職員が皆協力的に接していたため、楽しそうに会話もできるようになってきた。職員会等にも参加し、意見を求められると自分の考えを述べることもできるようになった。今回の訓練で、本人はかなり自信回復し、また、他の職員も復職時の対応がわかってきたようである。

関連様式（鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程関係）

様式第2号 ※本人記載

健康管理区分変更申請書

鳥取県教育委員会教育長

様

所 属

職 ・ 氏 名

印

下記のとおり [健康を害した] ので、健康管理区分を変更して下さい。
病状が回復した

記

生 年 月 日	年 月 日	年 齢	
希望健康管理区分	B1 ※職場、主治医等とよく相談適切な区分を選ぶ。	現健康管理区分	A1 ※休職中はこの区分
変更希望年月日	年 月 日 ※復職希望の場合は復職する日	現健康管理区分の決定年月日	年 月 日 ※決定通知書のとおり
傷 病 名	※診断書のとおり記載		
療 養 の 方 法	入 院 ・ 通 院 （ 月 ・ 週 回 ） ※入院・通院のどちらかを○で囲み、通院はその間隔を記載		
医 療 機 関 の 名 称			
病 歴	例：平成15年8月頃発病、9月2日初診。9月3日検査入院、〇〇の診断。9月15日手術、10月31日退院後は定期的に通院しながら自宅療養中。		
職 務 内 容	例：2年担任（週25時間）。生徒指導担当。バレーボール部顧問		
備 考	例：通勤方法は自家用車で、7：30～7：50及び18：00～18：50		

- (注) 1. 職務内容は、具体的に記入すること。
 2. 備考欄には、通勤方法及び時間帯を記入すること。

傷病状況報告書

鳥取県教育委員会教育長

様

所 属

職・氏名

印

下記のとおり、療養の状況を報告します。

記

生年月日	年 月 日	年 齢	
健康管理区分	A1 ※休職中はこの区分	現健康管理区分の決定年月日	年 月 日 ※決定通知書のとおり
傷病名	※診断書のとおり記載		
療養の方法	入院・通院（月・週 回） ※入院・通院のどちらかを○で囲み、通院はその間隔を記載		
医療機関の名称			
療養の経過及び現況	例：平成15年8月頃発病、9月2日初診。9月3日検査入院、〇〇と診断される。9月15日手術、10月31日退院後は定期的に通院しながら、自宅療養中。復職をめざして、体力回復のため散歩や家事等行っている。		
備考	例：病院が遠方なので、近くの病院に紹介していただく予定。 ※特に何もなければ、記載しなくてよい。		

観 察 報 告 書

所属所名				職名		
氏名				生年月日	年 月 日 (満 歳)	
現住所				性別		
休職期間		自	年 月 日	至	年 月 日	
観 察 内 容	勤務状況	*出勤は良好か、元気に過ごせているかなど勤務全般にかかわること				
	指導状況	*本人が他に対して行う指導の状況(所属長等が本人に対して指導したことはない)				
	対人関係	*職場での対人関係はもちろん個人的な交友関係などでも特記すべきこと				
家庭の環境		*家族構成、家庭での人間関係、病気に対する家族の反応など				
病状発生以来の状況						
特に問題となる点						
備考						
年 月 日		所 属 長			印	

様式第8号ハ（第26・28・29条関係）

診 断 書 （ 精神神経 ）

所 属		職 名	
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 （ 歳 ）
現 住 所		発 病 年 月 日 （ 推 定 ）	年 月 日
病 名		初 診 年 月 日	年 月 日
		入 院 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

既 往 症	身 体 的 疾 患	
	精 神 的 疾 患	
現 在 ま だ の 経 過	初 診 時 の 所 見	
	経 過 概 要	
現 在 の 症 状	精 神 現 症	
	身 体 現 症	

主 治 医 の 意 見

<p style="text-align: center;">医 療 機 関 の 名 称 上 記 の と お り 診 断 し ま す 。 医 療 機 関 の 所 在 地 平 成 年 月 日 医 師 名 印</p>
--

審 査 会 委 員 の 意 見

<p style="text-align: center;">上 記 の と お り 診 断 書 を 確 認 し ま し た 。 平 成 年 月 日 医 師 名 印</p>
--

〒680-8570

鳥取市東町1丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局福利室

電話 0857-26-7531

ファクシミリ 0857-29-3978

E-メール fukuri @ pref.tottori.jp

福利室ホームページ

www.pref.tottori.jp/kyouiku/fukuri/

復職支援制度について



鳥取県教育委員会